

## 和光大学附属梅根記念図書・情報館文献複写等細則

### (趣 旨)

第1条 和光大学附属梅根記念図書・情報館利用規則第18条の規定に基づき、和光大学附属梅根記念図書・情報館（以下「図書・情報館」という。）が依頼を受けて行う文献複写及び現物貸借（以下「文献複写等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (文献複写等の範囲)

第2条 図書・情報館における文献複写等は、研究、教育及び学習の用に供する場合に限り、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた範囲で行うことができるものとする。

2. 電子的資料等の利用条件のある資料については、許可された条件のもとで文献複写等を行うものとする。

### (文献複写等の申込)

第3条 文献複写等を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を図書・情報館長（以下、「館長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

2. 大学等学外他機関（以下「他大学等」という。）から依頼される文献複写等の受付は、原則としてNACSIS-ILL（図書館間相互貸借メッセージ交換システム）によるものとする。

3. 館長は、次の各号の一に該当する場合は、申込者に対し、文献複写等の申し込みを制限し、または断ることができる。

- (1) 図書・情報館の複写の能力を超える申込があった場合
- (2) 図書・情報館から学外への依頼の能力を超える申込があった場合
- (3) 文献複写等の禁止が定められている場合

### (文献複写等料金の支払)

第4条 他大学等からの依頼に係る文献複写等料金の支払いは、原則として、国立情報学研究所のILL文献複写料金等相殺サービス（以下「相殺サービス」という。）によるものとする。

2. 前項の相殺サービスによる支払いを除く文献複写等料金の支払いは、前納しなければならない。ただし、他大学等への依頼に係る文献複写等料金の支払いについては、依頼先の大学等の定めに従うものとする。

### (文献複写等料金)

第5条 申込者が負担する文献複写等料金については、別表のとおりとする。

2. 一度支払った文献複写等料金は、原則として返金しない。

3. 他大学等より依頼を受けて行う文献複写に係る送料及び通信費は、実費を徴収するものとする。
4. 他大学等より依頼を受けて行う現物貸借に係る往復の送料は、実費を徴収するものとする。

(文献複写等の利用)

第6条 図書館相互利用による文献複写等を利用する者は、依頼先の大学等が定める利用条件に従わなければならない。

2. 国立国会図書館から貸借を受けた資料及び自動公衆送信を受けた電子的資料のうち、複写可能と指定された資料については、第1項の申請許可された範囲で図書・情報館職員が複写を行うものとする。

(著作権に関する責務)

第7条 文献複写等により当該図書館資料に関する著作権法上の問題が生じた場合、申込者がある責めを負うものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

<別表>

文献複写等料金

1. 来館利用

単位：円／1枚(面)

種別	区分			料金		
				本学学生	本学教員	学外者
文献 複写	紙媒体	モノクロ	A3 以下	10	10	10
			カラー	A4 以下	50	50
		B4・A3		100	100	100
	マイクロ※1	モノクロ	A4	20	20	20
	電子媒体	モノクロ	A4	10	10	—
		カラー	A4	20	20	—

2. 図書館間相互利用

単位：円／1枚(面)

種別	区分			料金			
				本学学生	本学教員	学外者	他大学等
文献 複写	紙媒体	モノクロ	A4 以下	20	有料※3	—	40※7
			B4・A3			—	60※7
		カラー	A4 以下	50	有料※3	—	80※7
			B4・A3			—	120※7
		公衆送信※2	—	20	20	—	40※8
		マイクロ※1	モノクロ	A4	20	20	—
	電子媒体	公衆送信※2	—	20	20	—	40※8
	国外への依頼※4		—	有料※3	有料※3	—	—
現物 貸借	紙媒体	—	—	無料※5	無料※5	無料※6	※9

※1) 紙媒体への複写の場合。

※2) ファクシミリまたはインターネット送信により行い、利用者には紙面に再生された複製物のみを提供する（中間複製物は破棄する）。

※3) 文献複写料金の他、送料・手数料を実費徴収する。

※4) グローバルILL等による国外への依頼は、本学学生・教員のみ申し込めるものとする。

※5) 職員が複写を行う場合は20円／1枚（面）とする。

※6) 学外者への現物貸借は、町田市立図書館所蔵資料のみとする（協力貸出サービスにより提供）。

※7) 別に送料実費を徴収する。

※8) 公衆送信は、ILL相殺サービス参加館（海外の大学を除く）に対してのみ行う。

※9) 往復の送料実費を徴収する。